

【商 法】

[問題] 次の文章を読んで、後記の [問1] 及び [問2] に答えなさい。

1. 甲株式会社（以下「甲社」という。）と乙株式会社（以下「乙社」という。）は、いずれも金融商品取引所上場会社である。甲社は乙社の総株主の議決権の60パーセントを保有している。
2. 平成30年8月1日、甲社と乙社は、「①甲社を吸収合併存続会社、乙社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行う（以下「本件合併」という。）。②甲社は、乙社の株主に対して、乙社株式5株に対し甲社株式1株を交付する（以下「本件合併比率」という。）。③本件合併の効力発生日は平成30年10月1日とする。」などを内容とする吸収合併契約（以下「本件合併契約」という。）を締結した。なお、本件合併は簡易合併の要件を満たすものではない。
3. 平成30年9月1日、本件合併契約は、甲社および乙社のそれぞれの株主総会の特別決議によって適法に承認された（以下「本件合併決議」という。）。④
4. Xは、平成30年4月1日以降、乙社の総株主の議決権の5パーセントに相当する株式を有する株主であった。Xは、本件合併比率が乙社にとって著しく不当であると考えたため、本件合併決議をする株主総会に先だつて本件合併に反対する旨を乙社に通知し、かつ、当該株主総会において本件合併に反対する議決権を行使した。

なお、本件合併については、本件合併比率の公正性を争う余地はあったが、本件合併の手続はすべて適法に行われた。

[問1]

株主Xは、本件合併の効力発生前において、乙社に対して、会社法上どのような手段を採ることができるか。また、その手段の当否について検討しなさい。

[問2]

株主Xは、本件合併の効力発生後において、甲社に対して、会社法上どのような手段を採ることができるか。また、その手段の当否について検討しなさい。

※ 解答用紙の記入に際しては、[問1]、[問2] と見出しをつけて記入しなさい。